

延長保証保険

延長保証保険※は、新築住宅の引渡しから9年目から15年目に定期検査および各社所定の保全リフォーム工事を行い、瑕疵保証を10年間延長する延長保証業務を対象とする保険契約です。

※ 延長保証保険は、「住宅瑕疵延長保証保険」の略称です。

(1) 他社が提供した住宅への瑕疵保証の提供

自社が供給した住宅について、瑕疵保証を10年間延長する場合のほか、他社が供給した住宅についても、供給事業者に代わって、保証を提供することが可能です。

(2) 10年経過時に延長保証を受けなかった住宅への瑕疵保証の提供

延長保証保険では、新築から15年までの住宅を対象とするため、10年経過時に延長保証を受けなかった住宅について、10年間の瑕疵保証付き保全リフォーム工事を提供することができます。

